

指定居宅介護支援事業所

指定介護予防支援事業所 管理者 様

指定小規模多機能型居宅介護事業所

春日井市長 伊 藤 太

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業等の基準に関する臨時的
な取扱いについて（通知）

日頃から当市の介護保険事業の適切な運営に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県において新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されていることを踏まえ、感染拡大を防止するためにも、居宅介護支援事業等において、利用者の事情等により利用者の居宅を訪問しない場合は、次のとおり臨時的な取扱いとします。

つきましては、内容を御確認いただき、適切な対応をお願いします。

1 内容

(1) サービス担当者会議

電話、メール又はかすがいねっと連絡帳等を活用して、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。この場合は、関係する介護サービス事業者に対し、あらかじめ連絡してください。

(2) モニタリング

電話等を活用して、利用者の状況及びサービスの実施状況の把握を行うことができるものとする。

(3) 説明・同意・交付

利用者やその家族に対して電話等で説明し、郵送により同意や交付を得ることができるものとする。

2 留意事項

- (1) この取扱いは、当面の間、適用するものとし、取扱いを終了するときは改めてお知らせします。
- (2) この取扱いをした場合は、内容や経緯を支援経過記録に記録してください。
- (3) この取扱いをした場合は、減算等の対象とはせず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱います。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するとともに、厚生労働省、愛知県及び当市のホームページなどで最新の情報を確認してください。

(問い合わせ先)

健康福祉部介護・高齢福祉課
指導担当

電 話 (0568) 85-6921

F A X (0568) 84-5764